

軽減税率制度実施に向けた取組について(平成30年1月29日)

1. 軽減税率制度等の事業者・消費者に対する周知

【通達・Q&A】

- 通達及びQ&Aを公表

【広報】

- 政府広報オンラインに軽減税率制度実施の特集ページを開設（各省庁のホームページにリンク）
- 関係省庁のホームページにおいて軽減税率制度実施の特設サイトを開設
- 軽減税率制度の概要を説明した動画を公開（政府インターネットテレビ等）
- 各種メディアを活用した積極的な広報

【事業者向け冊子】

- 分かりやすいパンフレット・リーフレット等により、きめ細やかに対応
- 事業者に対するパンフレット（「よくわかる消費税軽減税率制度」）を送付

【説明会等】

- 都道府県ごとに、商工会・商工会議所等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した消費税軽減税率制度実施協議会を組織し情報共有等で連携
- 各省庁から所管事業者団体に対し説明会の開催等について協力依頼文書を発出
- 各省庁、事業者団体等による様々な会議等を活用して軽減税率制度等を説明
- 事業者団体が主催する説明会等への講師派遣の実施

2. 事業者支援策の周知・実施

【補助事業】

(期限延長：平成31年(2019年)9月までに事業完了)

- 複数税率対応レジの導入等支援
- 受発注システムの改修等支援

【周知・サポート体制の整備】

- パンフレット(簡易版・詳細版)による事業者支援策の周知
- 事業者支援措置(軽減税率対策補助金)等に係る動画を配信
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援
- 事業者支援措置に係る説明会等を実施

3. 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談

- 軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度(対象品目、税額計算方法など)に関する問合せに対応
- 電話相談センター(税務署)に軽減税率専用ガイダンスを開設
- 全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応
- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターにおいて、レジ導入、システム改修等の支援に関する問合せに対応
- 全国の商工会・商工会議所等の相談窓口において、問合せに対応
- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、消費税の転嫁等に関する相談や、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十五号）附則（抄）

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2
（略）

（参考 1）

(参考2)

消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

〔平成 28 年 4 月 8 日
関係府省庁申合せ
平成 28 年 12 月 26 日一部改正
平成 30 年 1 月 29 日一部改正〕

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	財務省主税局長 中小企業庁長官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総務企画局長 消費者庁次長 復興庁統括官付審議官 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当） 総務省自治税務局長 法務省大臣官房審議官（総括担当） 外務省経済局長 国税庁次長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省食料産業局長 農林水産省経営局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房長

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。